

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年11月25日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋建屋内排水系のファンネル(排水升)7箇所において、排水不良(排水の流れが緩慢)が認められたため、下流側の配管を清掃。	G III	
2	2号機	他原子力発電所で確認された燃料集合体チャンネルボックス上部のクリップ接合部の欠損事象に関して、国からの点検指示により、水中カメラによる外観点検を行ったところ、燃料集合体チャンネルボックス上部(クリップ)において、クリップ接合部の一部が欠損していることが認められたため、影響評価。	G III	
3	2号機	原子炉建屋5階、原子炉冷却材浄化系除染室内の工事用機材仮置き区域にある消火器(2本)において、外観点検期限超過(6ヶ月毎に点検)が認められたため、原因調査・対策検討。	G II	
4	3号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)3D-1-6(6E)において、補機用しゃ断器ユニットより異音(ジー音)が確認されたため、当該ユニットを交換。	G III	
5	3号機	燃料取替機空気圧縮機用電動機の反負荷側軸受において、異音(カタカタ音)の発生が認められたため、当該電動機を点検・修理。	G III	